

小金井市立南小学校いじめ防止対策基本方針

私たち小金井市立南小学校では、「いじめのないまち小金井宣言」の具現化を図るため、次の取組を推進する。

1 基本的な考え方

- (1) 本校では「いじめ防止対策推進法」「東京都いじめ防止対策推進条例」及び「小金井市いじめ防止基本方針」に基づき、児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの及び苦痛を感じることが予見される行為を「いじめ」と捉える。
- (2) いじめはどの学級、集団にも起こり得るという認識の下、未然防止の取組を日常的に行うとともに、万一、いじめを把握した場合には学校全体で組織的に対処するとともに、保護者・地域との連携を図る。

2 いじめを生まない、許さない学校づくりに向けた学校の取組

(1) 各教科・領域をはじめとする全ての教育活動で、いじめを生まない、許さない気持ちをもつような指導の徹底を図る。

- ① 自分のよさを知り、自分を大事にできる自己理解・自己肯定感を育てる。
- ② 友達のよさを知り、友達を尊重できる他者理解を深める。
- ③ 自分がされたら嫌なことを他人にしないことや、他の人の気持ちを考えることなどを徹底する。
- ④ 児童がいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 児童をいじめから守りとおし、いじめの解決に向けた行動を促す。

- ① いじめられた児童からの情報や他の児童からの情報、教職員や保護者、地域の方々の情報などからいじめの兆候を確実に受け止め、即座に事実を確認し、初期対応を行う。
- ② いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童を受け止め、守り通す取組を徹底する。
- ③ 周囲の児童が、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている可能性があることを認識し、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を支援するとともに、教職員等に伝えた児童を守り通す。

(3) いじめ問題の発生を防ぎ、また、適切に対応できるようにするため、組織的に対応するとともに、保護者、地域、関連諸機関等との連携、協力体制を図る。

- ① 職員会議や生活指導全体会、各種研修会を通して教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、いじめに適切に対応できるようにする。
- ② 教職員間で情報を共有し、学校全体で協力し、組織的な対応を行う。
- ③ 学校だよりや保護者会などあらゆる方法を活用し、保護者や地域に「いじめ防止対策推進法」や「東京都いじめ防止対策推進条例」の趣旨、本校のいじめ防止対策方針を伝え、いじめに対する取組を啓発する。
- ④ 「いじめ」解決に向けて保護者や地域との連携を密にする。
- ⑤ 教育委員会など関係諸機関との協力体制を確立する。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① いじめ問題や生命尊重に関する授業を学期に1回実施する。
- ② 異年齢集団によるたてわり活動、体験学習などを通して、自尊感情、自己肯定感を高める。
- ③ 地域の方による児童見守り活動や地域の方を講師に迎えた体験活動などを通し、地域に育てられている実感をもたせる。

(2) 早期発見のための取組

- ① 朝の健康観察や集会時などでの児童観察を徹底する。
- ② 学級や学年を超えた相互の児童観察と情報共有を徹底する。
- ③ 毎月、いじめ実態調査を行う。年間3回のふれあい月間で、いじめアンケートを実施する。
- ④ スクールカウンセラーを有効に活用する。
- ⑤ 「SOSの出し方に関する教育」を第5学年で実施する。
- ⑥ 学校だよりや保護者会、個人面談などを活用した保護者・地域などへの情報提供依頼と早期情報把握を推進する。

(3) 早期対応のための取組

- ① 小さな情報でも大きく構え、いじめを見落とすことがないようにする。

4 いじめ防止に関する学校の組織体制

(1) 「学校いじめ対策委員会」

- ① 構成
校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、生活指導部員、スクールカウンセラー
- ② 役割
 - 1) いじめの実態把握の取組の立案実施
 - 2) いじめ対応の検討・指示

※構成メンバーやその他の教員が必要と判断した場合は、速やかに委員会を開く。

(2) 「生活指導夕会」

- ① 構成
全教職員
- ② 役割
 - 1) 児童に関する情報共有
 - 2) 児童に対する対応方針の確認および徹底

5 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 学校いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。
- ③ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、情報を適切に提供する。

* 重大事態

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
※児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合、重大事態が起きたものと捉えて対処する。